

青森県報

号外第二十二号

平成二十五年
三月二十七日
(水曜日)

目次

青森県生活保護法の保護施設の設備及び運営の基準を定める条例	健康福祉課	二
青森県医療法施行条例	医療業務課	二
青森県新型インフルエンザ等対策本部条例	保健衛生課	五
青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	高齢福祉課	六
青森県児童福祉法施行条例	こどもみらい課	九
青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例	障害福祉課	一四
青森県職業能力開発促進法施行条例	労政・能力開発課	一七
青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例	建築住宅課	三
障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	障害福祉課	四〇
青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例	人事課	四二
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	同	四三
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	同	四四
職員の手当に関する条例等の一部を改正する条例	同	四四

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例	総務学事課	四
青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例	環境政策課	四六
青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	健康福祉課	四七
青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	健康福祉課	四七
青森県漁港管理条例の一部を改正する条例	漁港漁場整備課	四八
青森県営住宅条例の一部を改正する条例	建築住宅課	四八
青森県病院事業条例の一部を改正する条例	病院局	四九
青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例	教育課	五〇
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例	同	五〇
青森県立学校設置条例の一部を改正する条例	同	五〇
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例	警察本部	五二
青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	警察本部	五二
青森県養育医療費用徴収条例を廃止する条例	こどもみらい課	五三

青森県生活保護法の保護施設の設備及び運営の基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県生活保護法の保護施設の設備及び運営の基準を定める条例

1 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十九条第一項に規定する保護施設の設備及び運営の基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合において、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められないときにおける同項の規定の適用については、知事が定めるところによる。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県医療法施行条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県医療法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(病院の開設の許可等に係る既存の病床数の補正等)

第二条 法第七条の二第四項の規定による既存の病床数及び申請に係る病床数の算定に当たつての必要な補正は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。）第三十条の三十三及び第四十八条に規定するところによるものとする。

2 法第七条の二第五項に規定する既存の病床数を算定するに当たつては、省令第二条の二及び第四十八条に規定するところにより、介護老人保健施設の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなす。

(病院又は診療所の専属の薬剤師の配置)

第三条 法第十八条本文の規定による病院又は診療所の専属の薬剤師の配置については、省令第六条の六に規定するところによるものとする。

(病院の人員及び施設の基準)

第四条 法第二十一条第一項に規定する病院に係る同項第一号に掲げる条例で定める員数の看護師その他の従業者の基準は、省令第十九条第二項（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正令」という。）附則第二十条において読み替える場合を含む。）第三項及び第五項、第四十三条の二並びに第五十三条に規定する基準によるものとする。

2 法第二十一条第一項に規定する病院に係る同項第十二号に掲げる条例で定める施設の基準は、省令第二十一条に規定する基準（平成十三年改正令附則第二十二条に規定する経過措置を含む。）によるものとする。

（療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準）

第五条 法第二十一条第二項に規定する療養病床を有する診療所に係る同項第一号に掲げる条例で定める員数の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の基準は、省令第二十一条の二第二項及び第三項、同条第四項において準用する省令第十九条第五項並びに省令第五十四条及び第五十五条並びに平成十三年改正令附則第二十三条に規定する基準によるものとする。

2 法第二十一条第二項に規定する療養病床を有する診療所に係る同項第三号に掲げる条例で定める施設の基準は、省令第二十一条の四において準用する省令第二十一条に規定する基準（平成十三年改正令附則第二十四条に規定する経過措置を含む。）によるものとする。

（病院及び診療所の病床数の補正、人員等に係る法令が改正された場合の措置）

第六条 第二条及び第三条の規定によりその規定するところによるものとする法令の規定又は前二条の規定によりその基準によるものとする法令に規定する基準が改正された場合における第二条から前条までの規定の適用については、当該法令の規定又は当該法令に規定する基準の改正に係る経過措置が定められたときあつては、当該経過措置の例により、当該経過措置が定められないときあつては、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定又は当該法令に規定する基準の例によることができる。

（施行事項）

第七条 この条例に定めるもののほか、法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県新型コロナウイルス対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県新型コロナウイルス対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型コロナウイルス対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十六条の規定に基づき、知事が設置する新型コロナウイルスエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 新型コロナウイルスエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型コロナウイルスエンザ等対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 新型コロナウイルスエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型コロナウイルスエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型コロナウイルスエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型コロナウイルスエンザ等対策本部の事務に従事する。
(本部長等以外の職員)

第三条 新型コロナウイルスエンザ等対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置く。

2 前項の職員は、本部員の事務を補助する。

(部)

第四条 新型インフルエンザ等対策本部に、知事が必要と認める部を置く。

2 部に部長を置き、知事の指名する本部員をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(その他の事項)

第五条 前三条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定居宅サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等

を定めるものとする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第二条 老人福祉法第十七条第一項に規定する養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。

2 老人福祉法第十七条第一項に規定する特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第三条 社会福祉法第六十五条第一項に規定する軽費老人ホームに係る設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の運営に関する基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)

第四条 介護保険法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスの事業に係る条例で定める基準等並びに同法第七十四条第一項に規定する指定居宅サービスに従事する従業者に係る条例で定める基準及び員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。

2 介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの事業に係る条例で定める基準等並びに同法第一百五十四条の四第一項に規定する指定介護予防サービスに従事する従業者に係る条例で定める基準及び員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

3 介護保険法第七十条第二項第一号（同法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する指定居宅サービス事業者の指定及び指定の更新に係る条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二百二十六条の四の二に規定するところによるものとする。

4 介護保険法第八十六条第一項（同法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する指定介護老人福祉施設の指定及び指定の更新に係る条例で定める特別養護老人ホームの入所定員の数は、三十人以上とする。

5 介護保険法第八十八条第一項に規定する条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者並びに同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

6 介護保険法第九十七条第一項に規定する介護老人保健施設に係る条例で定める施設、同条第二項に規定する条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びに同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

7 介護保険法第一百五十五条の二第二項第一号（同法第一百五十五条の十一において準用する同法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する指定介護予防サービス事業者の指定及び指定の更新に係る条例で定める者は、介護保険法施行規則第四百十条の十七の二に規定するところによるものとする。

8 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の介護保険法第一百条第一項に規定する条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業者並びに同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第十号）第一条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等に係る法令が改正された場合の措置）

第五条 前三条の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合において、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められないときにおける前三条の規定の適用については、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定の例によることができる。

附則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 当分の間、第二条第二項の規定によりその定めるところによるものとする特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる」とあり、並びに第四条第五項の規定によりその定めるところによるものとする指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第三条第一項第一号イ中「一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県児童福祉法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 療育給付費用 法第五十条第五号の規定により県が支弁する療育の給付に要する費用をいう。

二 特定慢性疾患医療給付費用 法第五十条第五号の二の規定により県が支弁する法第二十一条の五に規定する医療の給付（以下「特定慢性疾患医療の給付」という。）に要する費用をいう。

三 児童福祉施設入所等費用 法第五十条第六号の三の規定により県が支弁する母子保護等実施費用（法第二十二条第一項の規定による助産の実施又は法第二十三条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による母子保護の実施（以下「母子保護等の実施」という。）に要する費用をいう。）

法第五十条第七号及び第七号の二の規定により県が支弁する児童等入所費用（法第二十七条第一項若しくは第二項、第二十七条の二、第二十八条又は第三十一条の規定による法第二十七条第一項第三号の委託若しくは入所又は同条第二項の委託の措置（以下「児童等入所措置」という。）に要する費用をいう。）又は法第五十条第七号の三の規定により県が支弁する児童自立生活援助実施費用（法第三十三条の六第一項の規定による児

童自立生活援助の実施に要する費用をいう。)をいう。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第二条 法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援の事業に係る条例で定める事項並びに法第二十一条の五の十八第一項に規定する指定通所支援に従事する従業者に係る条例で定める基準並びに同条第二項に規定する条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。

(指定障害児通所支援事業者の指定等に係る者)

第四条 法第二十一条の五の十五第二項第一号(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)に規定する指定障害児通所支援事業者の指定及び指定の更新に係る条例で定める者は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の三十四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定するところによるものとする。

(指定障害児入所施設の指定等に係る者)

第五条 法第二十四条の九第二項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号に規定する指定障害児入所施設の指定及び指定の更新に係る条例で定める者は、児童福祉法施行規則第二十五条の二十一の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定するところによるものとする。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

第六条 法第二十四条の十二第一項に規定する指定入所支援に従事する従業者に係る条例で定める基準並びに同条第二項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚

生労働省令第十六号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第七条 法第四十五条第一項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に係る法令が改正された場合の措置）

第八条 第三条及び前二条の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合において、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められないときにおける第三条及び前二条の規定の適用については、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定の例によること
ができる。

（療育給付費用の徴収）

第九条 知事は、法第二十条第一項の規定による療育の給付を受けた者又はその扶養義務者のうち規則で定める者から、療育給付費を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する療育給付費（以下「療育徴収金」という。）の額は、療育の給付を受けた者に係る療育給付費の額の範囲内で、同項に規定する者の負担能力に応じて、規則で定める。

（特定慢性疾患医療給付費の納入等）

第十条 知事は、特定慢性疾患医療の給付を受ける者又はその扶養義務者のうち規則で定める者に対して、特定慢性疾患医療給付費を特定慢性疾患医療の給付を行う医療機関に支払うべきことを命ずるものとする。

2 前項の規定により特定慢性疾患医療の給付を行う医療機関に支払わなければならない特定慢性疾患医療給付費（以下「特定慢性疾患医療納入金」

という。)の額は、特定慢性疾患医療の給付を受ける者に係る特定慢性疾患医療給付費用の額の範囲内で、同項に規定する者の負担能力に依りて、規則で定める。

3 知事は、第一項の規定により特定慢性疾患医療納入金を支払うべきことを命じた場合において同項に規定する者が当該特定慢性疾患医療納入金の全部又は一部を支払わなかったため県が当該特定慢性疾患医療納入金に係る特定慢性疾患医療給付費用を支弁したときは、同項に規定する者から、その支払わなかった額を徴収するものとする。

(児童福祉施設入所等費用の徴収)

第十一条 知事は、母子保護等の実施、児童等入所措置若しくは児童自立生活援助の実施(以下「入所措置等」という。)を受けた者又はその扶養義務者のうち規則で定める者から、当該入所措置等に係る児童福祉施設入所等費用を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する児童福祉施設入所等費用(以下「入所等徴収金」という。)の額は、同項の入所措置等を受けた者に係る児童福祉施設入所等費用の額の範囲内で、同項に規定する者の負担能力に依りて、規則で定める。

(療育徴収金等の減免)

第十二条 知事は、災害その他やむを得ない理由があるとき、療育徴収金、特定慢性疾患医療納入金、第十条第三項の規定により徴収する徴収金又は入所等徴収金の全部又は一部を免除することができる。

(施行事項)

第十三条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の廃止)

2 青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第四十四号)は、廃止する。

(青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前の期間に係る療育給付費用、特定慢性疾患医療給付費用及び児童福祉施設入所等費用については、なお従前の例による。

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第二条 法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所により行われる基準該当障害福祉サービスの事業に係る条例で定める事項並びに法第四

十三条第一項に規定する指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る条例で定める基準並びに同条第二項に規定する条例で定める指定障害福祉サ

ビスの事業の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る者）

第二条 法第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十四条の二十一第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定するものとする。

（指定障害者支援施設の指定等に係る者）

第四条 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号に規定する指定障害者支援施設の指定等に係る条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第三十条の二十四の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定するものとする。

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準）

第五条 法第四十四条第一項に規定する施設障害福祉サービスに従事する従業者に係る条例で定める基準並びに同条第二項に規定する条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（障害福祉サービス事業等の設備及び運営に関する基準）

第六条 法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

2 法第八十条第一項に規定する地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

3 法第八十条第一項に規定する福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準）

第七条 法第八十四条第一項に規定する障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に係る法令が改正された場合の措置）

第八条 第二条及び前三条の規定によりその定めるところによるものとする法令の規定が改正された場合において、当該法令の規定の改正に係る経過措置が定められないときにおける第一条及び前三条の規定の適用については、知事が定めるところにより、改正前の当該法令の規定の例によること
ができる。

(施行事項)

第九条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発促進法施行条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十五号

青森県職業能力開発促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）において使用する用語の例による。

（県立職業能力開発校以外の施設において行う職業訓練等）

第三条 法第十五条の六第一項ただし書に規定する県が設置する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校（以下「県立職業能力開発校」という。）

以外の施設において行うことができる条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。
- 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

2 法第十五条の六第三項に規定する他の施設により行われる教育訓練を県立職業能力開発校の行う職業訓練とみなして行うことができる条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準)

第四条 県立職業能力開発校の行う普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練の対象者 中学校卒業若しくは中等教育学校前期課程修了者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること又は高等学校卒業若しくは中等教育学校卒業若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
- 二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

四 訓練期間 中学校卒業等を対象とする場合にあっては二年、高等学校卒業等を対象とする場合にあっては一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合において、中学校卒業等を対象とするときにあっては一年以上四年以下、高等学校卒業等を対象とするときにあっては一年以上四年以下の期間内で、当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が中学校卒業生等を対象とする場合にあつては二千八百時間以上、高等学校卒業生等を対象とする場合にあつては千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、技能照査をもって代えることができる。

2 県立職業能力開発校の行う短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

五 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

3 県立職業能力開発校の行う規則で定める訓練科に係る普通職業訓練に係る法第十九条第一項に規定する条例で定める基準は、前二項に定めるもののほか、規則で定めるものを標準とする。

4 知事は、普通職業訓練の教科の科目に関し相当程度の技能及びこれに関する知識を有すると認める者に対して普通職業訓練を行う場合その他の特別の事情があると認める場合においては、規則で定めるところにより、当該普通職業訓練の教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮する等前三項の基準によらないことができる。

(県立職業能力開発校の行う無料とする普通職業訓練)

第五条 法第二十三条第一項第三号に規定する県立職業能力開発校の行う無料とする条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者その他規則で定める求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるものに限る。）及び障害者職業能力開発校において求職者に対して行う普通職業訓練とする。

(県立職業能力開発校の行う普通職業訓練における職業訓練指導員)

第六条 法第二十八条第一項に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練における職業訓練指導員に係る条例で定める者は、職業訓練指導員免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、規則で定める講習を修了した者に限る。）とする。

一 法第二十八条第一項に規定する職業訓練に係る教科（以下「訓練教科」という。）に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

二 訓練教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの

三 訓練教科に関し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

- 四 訓練教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの
- 五 訓練教科に関し、職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者

(施行事項)

第七条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定及び法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

手数料を納入すべき者	名称	手数料		金額
		区分	分	
一 法第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定(以下「計画認定」という。)を受けようとする者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	知事が定める者があらかじめ法第五十四条第一項各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合す	一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	四千元
			共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)又は複合建築物(住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供す	九千元
			共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場合	一万五千元
			共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場合	二万六千元
		共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場合		四万四千元

		ると認め た場合	
		る部分を有する建 築物をいう。以下 同じ。)	
非住宅建築物（住 宅の用途以外の用 途のみに供する建 築物をいう。以下 同じ。）		戸の数が二十六以上五十以下の 場合	七万九千円
共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が五十一以上百以下の場 合		共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が二百一以上三百以下の 場合	十五万八千円
共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が百一以上二百以下の場 合		共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が二百一以上三百以下の 場合	十六万九千円
非住宅建築物の床面積の合計が 三百平方メートル以内の場合	九千円	非住宅建築物の床面積の合計が 三百平方メートル以内の場合	
非住宅建築物の床面積の合計が 三百平方メートルを超え二千平 方メートル以内の場合	二万六千円	非住宅建築物の床面積の合計が 三百平方メートルを超え五千平 方メートル以内の場合	七万九千円

		共同住宅等又は複合建築物の住戸		
計画認定住戸数が五十一以上百	七万九千円	計画認定住戸数が六以上十以下の場合	一万五千円	一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について計画認定を受けようとする住戸の数（以下この号において「計画認定住戸数」という。）が五以下の場合
計画認定住戸数が二十六以上五十以下の場合	四万四千円	計画認定住戸数が十一以上二十以下の場合	二万六千円	非住宅建築物の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合
				非住宅建築物の床面積の合計が九千円
				非住宅建築物の床面積の合計が十五万八千円
				非住宅建築物の床面積の合計が十二万五千円

		その他の場合	
		一戸建ての住宅	
		共同住宅等又は複合建築物	
	以下の場合	計画認定住戸数が百一以上二百以下の場合	十二万五千円
	計画認定住戸数が二百一以上三百以下の場合	計画認定住戸数が二百一以上三百以下の場合	十五万八千円
	計画認定住戸数が三百一以上の場合	計画認定住戸数が三百一以上の場合	十六万九千円
	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五以下の場合	六万八千円
	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が六以上十以下の場合	九万五千円
	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が十一以上二十五以下の場合	十三万四千円
	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二十六以上五十以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二十六以上五十以下の場合	十九万三千円
	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五十一以上百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五十一以上百以下の場合	二十七万七千円

		非住宅建築物	
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が百一以上二百以下の場合	三十七万六千円	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二百一以上三百以下の場合	四十九万三千円
共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が三百一以上の場合	五十七万九千円	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	二十二万四千円
非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	三十六万三千円	非住宅建築物の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	五十一万九千円
非住宅建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	六十三万九千円	非住宅建築物の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五	七十五万六千円

二 法第五十五条第一項の									
低炭素建築物									
知事が定									
一戸建ての住宅	共同住宅等又は複 合建築物の住戸								
	千平方メートル以内の場合	非住宅建築物の床面積の合計が 二万五千平方メートルを超える 場合	計画認定住戸数が五以下の場合	計画認定住戸数が六以上十以下 の場合	計画認定住戸数が十一以上二十 五以下の場合	計画認定住戸数が二十六以上五 十以下の場合	計画認定住戸数が五十一以上百 以下の場合	計画認定住戸数が百一以上二百 以下の場合	計画認定住戸数が二百一以上三 百以下の場合
二 千円	八十六万二千元	六万八千元	九万五千元	十三万四千元	十九万三千元	二十七万七千元	三十七万六千元	四十九万三千元	五十七万九千元

<p>規定による低炭素建築物 新築等計画の変更の認定 (以下「計画変更認定」 という。)を受けようと する者</p>	<p>新築等計画変 更認定申請手 数料</p>	<p>める者が あらかじ め認定基 準に適合 すると認 めた場合</p>	<p>共同住宅等又は複 合建築物</p>
<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が五以下の場合</p>	<p>四千元</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が六以上十以下の場合</p>	<p>七千元</p>
<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が十一以上二十五以下の 場合</p>	<p>一万三千元</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が二十六以上五十以下の 場合</p>	<p>二万二千元</p>
<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が五十一以上百以下の場 合</p>	<p>三万九千元</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が百一以上二百以下の場 合</p>	<p>六万二千元</p>
<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が二百一以上三百以下の 場合</p>	<p>七万九千元</p>	<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が三百一以上の場合</p>	<p>八万四千元</p>

共同住宅等又は複合建築物の住戸	非住宅建築物					
一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について計画変更認定を受けようとする住戸の数 (以下この号において「計画変	非住宅建築物の床面積の合計が二百五十平方メートルを超える場合	非住宅建築物の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	非住宅建築物の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	非住宅建築物の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合
	九万九千円	七万九千円	六万二千元	三万九千円	一万三千元	四千元
	四千元					

<p>その他の 場合</p>									
<p>合建築物 共同住宅等又は複</p>	<p>一戸建ての住宅</p>								
<p>共同住宅等又は複合建築物の住 戸の数が五以下の場合</p>		<p>計画変更認定住戸数が三百一以 上の場合</p>	<p>計画変更認定住戸数が二百一以 上三百以下の場合</p>	<p>計画変更認定住戸数が百一以上 二百以下の場合</p>	<p>計画変更認定住戸数が五十一以 上百以下の場合</p>	<p>計画変更認定住戸数が二十六以 上五十以下の場合</p>	<p>計画変更認定住戸数が十一以上 二十五以下の場合</p>	<p>計画変更認定住戸数が六以上十 以下の場合</p>	<p>「更認定住戸数」という。)が五 以下の場合</p>
<p>三万四千元</p>	<p>一万六千元</p>	<p>八万四千元</p>	<p>七万九千元</p>	<p>六万二千元</p>	<p>三万九千元</p>	<p>二万二千元</p>	<p>一万三千元</p>	<p>七千元</p>	

非住宅建築物							
	非住宅建築物の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	戸の数が三百一以上の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二百一以上三百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二百一以上三百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が百一以上二百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が五十一以上百以下の場合	共同住宅等又は複合建築物の住戸の数が二十六以上五十以下の場合
十一万二千元	二十八万九千元	二十四万六千元	十八万八千元	十三万八千元	九万六千元	六万七千元	四万七千元

共同住宅等又は複 合建築物の住戸							
計画変更認定住戸数が十一以上 二十五以下の場合	六万七千円	計画変更認定住戸数が六以上十 以下の場合	四万七千円	計画変更認定住戸数が五以下の 場合	三万四千円	非住宅建築物の床面積の合計が 二百五十平方メートルを超える 場合	四十三万千円
				非住宅建築物の床面積の合計が 一万平方メートルを超え二万五 千平方メートル以内の場合	三十七万八千円	非住宅建築物の床面積の合計が 五千平方メートルを超え一万平 方メートル以内の場合	三十一万九千円
				非住宅建築物の床面積の合計が 二千平方メートルを超え五千平 方メートル以内の場合	二十五万九千円	非住宅建築物の床面積の合計が 三百平方メートルを超え二千平 方メートル以内の場合	十八万千円

に、次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

共同住宅等又は複合建築物の部分	区	分	金額
共用部分（住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。以下同じ。）	表の第一号の知事が定める者があらかじめ認定基準に適合すると認めた場合	共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	九千円
		共用部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	二万六千円
		共用部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	七万九千円
		共用部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	十二万五千円
		共用部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	十五万八千円
		共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	十九万八千円
	その他の場合	共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合	十万七千円
		共用部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	十七万七千円
		共用部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	二十七万七千円

	<p>住宅の用途以外の用途に供する部分 (以下「非住宅部分」という。)</p>																				
	<p>表の第一号の知事が定める者があらかじめ認定基準に適合すると認めた場合</p>																				
<p>その他の場合</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1324 1108 1460 1691"> <p>共用部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="1324 1691 1460 2004"> <p>三十五万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1108 1324 1691"> <p>共用部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="1189 1691 1324 2004"> <p>四十二万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1061 1108 1189 1691"> <p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合</p> </td> <td data-bbox="1061 1691 1189 2004"> <p>四十九万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="933 1108 1061 1691"> <p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="933 1691 1061 2004"> <p>九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1108 933 1691"> <p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="798 1691 933 2004"> <p>二万六千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 1108 798 1691"> <p>非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="662 1691 798 2004"> <p>七万九千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1108 662 1691"> <p>非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="534 1691 662 2004"> <p>十二万五千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1108 534 1691"> <p>非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="399 1691 534 2004"> <p>十五万八千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1108 399 1691"> <p>非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合</p> </td> <td data-bbox="271 1691 399 2004"> <p>十九万八千元</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="135 1108 271 1691"> <p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="135 1691 271 2004"> <p>二十二万四千元</p> </td> </tr> </table>	<p>共用部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合</p>	<p>三十五万五千元</p>	<p>共用部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>四十二万五千元</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合</p>	<p>四十九万五千元</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合</p>	<p>九千元</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合</p>	<p>二万六千元</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合</p>	<p>七万九千元</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合</p>	<p>十二万五千元</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>十五万八千元</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合</p>	<p>十九万八千元</p>	<p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合</p>	<p>二十二万四千元</p>
<p>共用部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合</p>	<p>三十五万五千元</p>																				
<p>共用部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>四十二万五千元</p>																				
<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合</p>	<p>四十九万五千元</p>																				
<p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合</p>	<p>九千元</p>																				
<p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合</p>	<p>二万六千元</p>																				
<p>非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合</p>	<p>七万九千元</p>																				
<p>非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合</p>	<p>十二万五千元</p>																				
<p>非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>十五万八千元</p>																				
<p>非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合</p>	<p>十九万八千元</p>																				
<p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合</p>	<p>二十二万四千元</p>																				

非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合				三十六万三千円
非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合				五十一万九千円
非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合				六十三万九千円
非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合				七十五万六千円
非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合				八十六万二千元

四 次の表の上欄に掲げる部分を有する共同住宅等又は複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第二号に定める額に、次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

共同住宅等又は複合建築物の部分	区	分	金	額
共用部分	表の第二号の知事が定める者があらかじめ認定基準に適合すると認めた場合	共用部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合		四千元
		共用部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合		一万三千元
		共用部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合		三万九千元

<p>非住宅部分</p>									
<p>表の第二号の知事が定める者があらかじ</p>	<p>その他の場合</p>								
<p>非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える二万五千平方メートル以内の場合</p>	<p>共用部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える二万五千平方メートル以内の場合</p>
<p>四千元</p>	<p>二十四万七千元</p>	<p>二十一万二千元</p>	<p>十七万七千元</p>	<p>十三万八千元</p>	<p>八万八千元</p>	<p>五万三千元</p>	<p>九万九千元</p>	<p>七万九千元</p>	<p>六万二千元</p>

め認定基準に適合すると認めた場合	その他の場合
非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以内の場合
非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合
非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合
非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合
非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合
一万三千元	十一万二千元
三万九千元	十八万千元
六万二千元	二十五万九千元
七万九千元	三十一万九千元
九万九千元	三十七万八千元

	非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超える場合	四十三万千円
--	-------------------------------	--------

五 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号若しくは第二号に定める額又は第三号若しくは前号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。

六 法第五十四条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における当該審査に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を伴うときの低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、前号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例別表の備考の第六号の表の規定の例により算定した額に百分の百五を乗じて得た額を加算した額とする。

七 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、表の第一号に定める額又は第五号若しくは前号の規定により算定した額をこれらの者が計画認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、計画認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。

八 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画変更認定を受けよう

とする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第二号に定める額又は第五号若しくは第六号の規定により算定した額をこれらの者が計画変更認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、計画変更認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第一条 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

（青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正）

第二条 青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部改正)

第三条 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例(平成十七年七月青森県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号リ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

(青森県医療療育センター条例の一部改正)

第四条 青森県医療療育センター条例(平成十四年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改め、同項第四号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第三条第二項及び別表第二中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(青森県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第五条 青森県立精神保健福祉センター条例(平成六年三月青森県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改め、同条第十号中「障害者自立支援法」及び「同法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第十一号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二

第一項第二号の改正規定（「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）及び第三条中青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例第二条第四号リの改正規定（「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める部分に限る。）は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項から前項までの規定にかかわらず、同項に規定する事務のうち、障害児福祉手当に関する事務、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務その他知事が別に定める事務については、県内全域を東青地域県民局の所管区域とする。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、東青地域県民局以外の地域県民局の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った請求その他の行為のうち、改正後の青森県地域県民局及び行政機関設置条例第二条第六項に規定する事務に係るものは、東青地域県民局の長が行った行政処分その

他の行為又は当該長に対して行った請求その他の行為とみなす。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「及び環境影響評価準備書」を「環境影響評価準備書並びに計画段階環境配慮書の案及び計画段階環境配慮書」に改める。

別表第一青森県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表青森県障害児通所給付費等不服審査会の項中「準用する障害者自立支援法」を「準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「準用障害者自立支援法」を「準用障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県条例第二十号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「三沢市」を「弘前市、三沢市又は田子町」に、「同市」を「それぞれ当該市町」に改め、同条第二項中「三沢市長」を「当該市町の長」に改める。

第二条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「三沢市」の下に「平川市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

職員
の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

職員
の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員
の退職手当に関する条例の一部改正）

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十一項」とする。

附則第三十二項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十三年三月青森県条例第六号）附則第二項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）」及び「新条例第三条から第五条の三まで及び条例第六十五号附則第六項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第六十五号附則第六項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「新条例第五条から第五条の三まで及び条例第六十五号附則第六項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年十月青森県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三月青森県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「退職手当の額が、新条例第二条の四」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十一項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が、新条例第二条の四」に改め、「附則第十項の規定による改正後の」及び「附則第十一項の規定による改正後の」を削る。

附則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新条例」という。)(附則第三十一項(新条例附則第三十三項及び第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年十月青森県条例第六十四号)附則第四項においてその例による場合を含む。))及び第三十二項の規定の適用については、新条例附則第三十一項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一

日から同年十二月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、平成二十六年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

3 第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十二号）附則第五項（同条例附則第七項においてその例による場合を含む。）及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、平成二十六年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

4 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第十一号）附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、平成二十六年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十二」と、
「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間においては「百分の九十八」と、平成二十六年一月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十二号

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（青森県情報公開条例の一部改正）

第一条 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号水中「国」を削る。

（青森県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第八号水中「国」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例

青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第四十一条第四項」を「第四十一条第六項」に改める。

第六条中「知事に方法書を」を「方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を、知事に」に、「対し、方法書を」を「対し、」に改める。

第七条第一項中「前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなれば」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(方法書説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の二週間前までに、知事に届け出るとともに、第六条に規定する地域の全部又は一部がその区域内にある市町村に通知し、及び公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、方法書説明会を開催したときは、速やかに、規則で定めるところにより、方法書説明会の開催状況を、知事に報告するとともに、第二項に規定する市町村に通知しなければならない。

5 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

6 前項の場合において、事業者は、規則で定めるところにより、方法書説明会を開催しない旨を、知事に報告するとともに、第二項に規定する市町村に通知しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催等に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条第一項中「前条第一項」を「第七条」に、「同項」を「同条」に改める。

第九条第一項中「第六条に規定する地域の全部又は一部がその区域内にある」を「第七条の二第二項に規定する」に改める。

第十条第二項及び第五項中「前条第一項」を「第七条の二第二項」に改める。

第十四条第一項中「第四十一条第六項」を「第四十一条第八項」に改める。

第十五条中「及び第十七条第五項」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十六条第一項中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第五項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同項後段を削り、同条第六項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、「及び準備書の記載事項の周知のために講じた措置」を削り、同条第七項中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「第十六条」に、「同項」を「同条」に改める。

第二十六条第一項中「関係地域内において、評価書及び要約書並びに第二十四条第一項に規定する書面の写しを公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、評価書及び要約書並びに第二十四条第一項に規定する書面の写しを関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条第二項を削る。

第二十七条中「第七条第一項」を「前条」に改める。

第二十八条第一項及び第二十九条第一項中「第七条第一項」を「第七条」に、「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、同条第三項中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第四項中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第三十一条第一項及び第三十二条中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第三十六条第二項中「関係地域内において、事後調査等報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、事後調査等報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第四十一条中第八項を第十項とし、第一項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

知事は、法第三条の七第一項の規定により計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書について意見を求められたときは、当該計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書に係る事業の実施が想定される区域の全部又は一部がその区域内にある市町村の環境の保全の見地からの意見を求め、及び審査会の意見を聴き、並びにこれらの意見を勘案して意見を述べなければならない。

2 知事は、前項の規定により意見を述べたときは、当該意見を記載した書面の写しを同項に規定する市町村に送付するとともに、当該意見の内容を公表しなければならない。

第四十三条第二項中「法第十五条に規定する関係地域内において、環境状況把握措置報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、環境状況把握措置報告書を法第十五条に規定する関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第四十七条第二号中「方法書」の下に「若しくはこれを要約した書類」を加える。

第四十八条第一項第一号中「当該方法書」の下に「又はこれを要約した書類」を加える。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二十四号

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県条例第二十五号

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事 三 村 申 吾

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件に係る道路の占用料の額」として青森県道路占用料等徴収条例（昭和三十

八年十月青森県条例第五十二号）第二条第一項の規定」を「青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）による水管、下水道

管、ガス管その他これらに類する物件に係る道路の占用料の額の算出の例」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る漁港施設占用料（青森県漁港管理条例第十三条第三項ただし書の規定の適用を受ける漁港施設占用料のうち平成二十五年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表戸山団地の項中

青森市大字駒込
青森市大字戸山

を

青森市蛭沢四丁目
青森市赤坂一丁目

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例(昭和三十九年四月青森県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診料の項中「千五百七十五円」を「二千円」に、「千五百円」を「二千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。



青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号を削る。

第三条中「一万四千円」を「一万八千円」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、〇二一人」を「二、八八二人」に、「二八六人」を「一九六人」に、「二、一七六人」を「二、一八五人」に、「三、四二三人」を「三、三六八人」に、「五、四二八人」を「五、二九〇人」に、「二三、二三八人」を「二二、九四五人」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県条例第三十一号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第一号中

青森県立北斗高等学校	青森市
青森県立青森戸山高等学校	青森市

を

青森県立北斗高等学校	青森市
------------	-----

に、

青森県立八戸西高等学校	八戸市
青森県立八戸南高等学校	八戸市

を

青森県立八戸西高等学校	八戸市
-------------	-----

に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「一九八人」を「一九九人」に、「六五一人」を「六五四人」に、「六七二人」を「六七六人」に、「六九二人」を「六九六人」に、「二、三二〇人」を「二、三三二人」に、「二、六九六人」を「二、七〇八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「（以下この号において「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機」を「を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」

という。)に、

一万六千円	二万七千円
-------	-------

を

一万五千円	二万五千円
-------	-------

に、「に認定を受けた遊技機以外の遊技機」を

「に未認定遊技機」に、「一万六千円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円（法第二十条第四項の規定による遊技機の型式の検定（以下この号において「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「一万五千円に、二千八百円（法第二十条第四項の規定によ

る遊技機の型式の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数に二千四百円に乘じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機）に、
「に認定を受けた遊技機以外の遊技機」に、「二千七百円」を「八千円」に、「二万七千円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円（検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機」を「二万五千円に、二千八百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数に二千四百円に乘じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機）」に、

一万五千円	二万七千円
-------	-------

を

一万四千元	二万四千元
-------	-------

に改め、同表第八号中「二千七百円」を「二千二百円」に、「二千

七百二十円」を「四千三百四十円」に、「三万七千七百円」を「三万五千円」に、「八千二百円」を「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を「二

万九千円」に、「五千九百円」を「一万四千四百円」に、「五万九千七百円」を「五万九千円」に、「一万四千七百円」を「二万三千円」に、「三万七千円」を「三万五千円」に、「一万八千円」を「一万九千円」に、「三千六百八十円」を「二万二千六百円」に改め、同表第九号中「六千三百円」を「三千九百円」に、「一万八千円」を「六千三百円」に、「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に、「百十四万円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万円」に改め、同表第十号中

三万二千三百円	八千円	二万五千三百円	八千円
---------	-----	---------	-----

を

四万三千三百円	二万三千円	三万六千三百円	二万三千円
---------	-------	---------	-------

に、「五千七百円」を「二万円」に、「六万二千三百円」を「六

万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三百円」に、「三万二千三百円」を「四万二千三百円」に、「一万八千円」を「二万六千三百円」に、

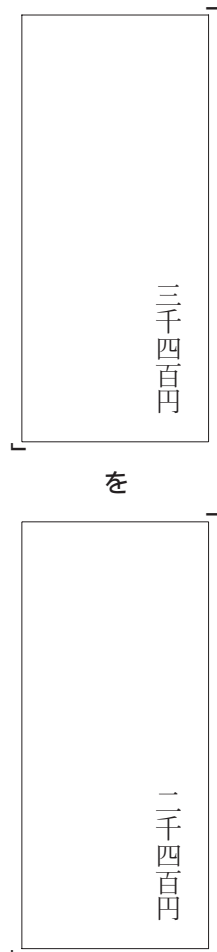
二万五千三百円	三千三百円
---------	-------

を

三万六千三百円	一万九千円
---------	-------

に改め、同表第十一号中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万

二千円」に、「二十九万二百円」を「四十四万五千円」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千円」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千円」に、「百八十一万二百円」を「百六十二万八千円」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千円」に、「百十八万七千二百円」を「百十五万五千円」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千円」に、「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表第十二号中「法第二十条第二項の規定による遊技機の認定（以下この号において「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、



に、「に認定を受けた遊技機以

外の遊技機」を「に未認定遊技機」に、「三千四百円」に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二十円（法第二十条第四項の規定による遊技機の型式の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）を「五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）」に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機）に、「二千七百円」を「八千円」に改め、同表の備考の第一号中「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同備考の第二号中「七千四百円」を「六千八百円」に改め、同備考の第三号中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ表の第八号に定める額から二千七百円」を「表の第八号の規定にかかわらず、同号イの場合にあつては零円とし、同号ロの場合にあつては四十円とし、同号ハの場合にあつてはそれぞれ同八に定める額から八千円」に改め、同備考の第四号中「同時に」の下に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県養育医療費用徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十四号

青森県養育医療費用徴収条例を廃止する条例

青森県養育医療費用徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十五号）は、廃止する。

附則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前の期間に係る養育医療費用については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭